

2001年7月19日発行（隔月刊）

Shinjuku Ikebukuro 連絡会 NEWS VOL.24



∞∞∞∞今号のメニュー-∞∞∞∞

活動報告

○6.19緊急国会行動たたかわれる

総力特集

「ホームレス自立支援立法」その2

☆ホームレスの自立支援策等
に関する臨時措置法案 全文

★ホームレス問題の概要

☆法案問題を考える

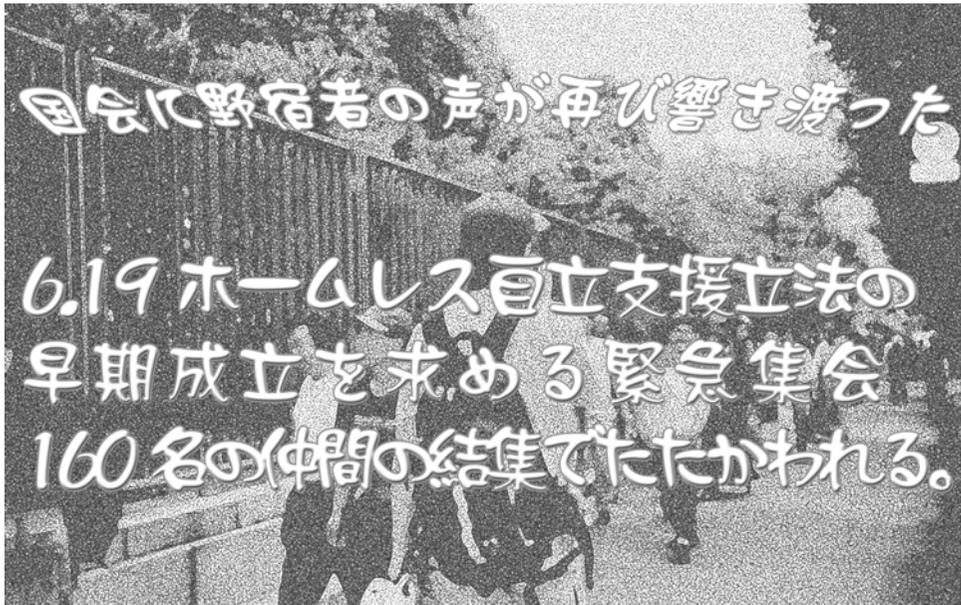
連絡会IT化戦略、基本工事はほぼ完了！

ザ・炊出し（連絡会の活動紹介Ⅲ）

財政報告

第8回新宿夏まつりへ！

定価100円（カンパ込み）



前号で報告した「ホームレス自立支援立法」が会期末が迫った6月に民主党単独で国会に提出されました。

この情勢変化を受け新宿連絡会は6月15.18日と新宿区内で、法案早期成立を求める情宣活動を展開すると同時に、全都、全国の仲間呼びかけ、19日に国会衆議委員会館内での「早期成立を求める緊急集会」を開催しました。

当日は緊急の呼びかけにもかかわらず、新

宿連絡会部隊130名を筆頭に、池袋、三多摩、山谷などから計160名の仲間が結集。また、大坂、横浜からも代表団が参加してくれました。

集会には、民主党ホームレス問題ワーキングチームの鍵田 節哉氏、山井 和則氏、近藤 昭一氏、土肥 隆一氏の4名の衆議院議員が参加。「国の責任の明記なくしてホームレス問題の解決なし」と今回の法案上程主旨を説明。発言には割れんばかりの拍手が鳴り響き、続いてNPO釜ヶ崎支援機構、神奈川県全県夜回りパトロール交流会の代表上京団の報告、そして、新宿連絡会、池袋連絡会、山谷の仲間から「法案早期成立を」と力強い要請発言が行なわれました。最後に国会議員と共に団結がんばろうの拳を上げ、国会行動緊急行動は大成功のうちに閉会されました。

またこの集会の後、他政党議員への要請行動、労働厚生省との交渉も全国の代表団により行なわれました。

国会での審議入りを求め、19日以降もロビー活動を展開しましたが、残念ながら6月末に国会は閉幕。この法案は、



国会議員と共に法案の早期成立を求めようとシュプレヒコール（衆議委員第一会議室）

継続審議扱いということで、本格的な審議入りは9月中旬からの臨時国会となりました。

新宿連絡会、池袋連絡会としては、9月臨時国会での攻防を準備すると同時に、7月、8月と2派に渡り「早期成立を求める全都キャンペーン」を大衆的に開始する事を決定。現在、全都各地での情宣活動、全都各地の仲間へのパトロール活動、東京都との交渉、議員ロビー活動を全力をあげて行なっている所です。

法案問題は東京における自立支援センター増設やシェルター新設など今後の対策の拡大、拡充を考える時、極めて重要なものとなります。また、「構造改革」による失業者増という時代にホームレス予防の観点を持った政策の実施は不可欠だと考えます。

9月の国会行動は連絡会の総力をもって臨み、是が非でも早期成立を勝ち取っていくつもりです。引き続きの御支援、御協力をお願い致します。



国会議員の主旨説明を真剣に聞く仲間達



特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構
釜ヶ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会
新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議
神奈川全県夜回りパトロール交流会
野宿者人権資料センター
特定非営利活動法人 北九州ホームレス支援機構

野宿生活者の自立支援に関する特別法の制定等を求める要望

日頃の貴職の日雇労働者・野宿生活者の自立支援の取組みに敬意を表します。この間、国においても、「ホームレス問題連絡会議」の設置や「緊急地域雇用特別交付金」による雇用創出事業など、野宿生活者の自立支援へ向けた種々の取り組みがなされてきましたが、長引く不況と厳しい雇用情勢下において、野宿生活者は都市部を中心に増加の一途をたどり、深刻な社会問題となっています。一昨年までの調査によれば、全国では約2万人と推定されていますが、実質はその数を大きく超えており、最近では大都市のみならず地方都市へも拡散化傾向を見せていることや、建設産業における債務処理が進めば新たな大量の失業＝野宿生活者の一層の増大が懸念されています。一旦野宿生活に入るとそこからの脱却にはさらに多くの困難を伴います。予防策を含めた抜本的な野宿生活者対策の一日も早い確立が待たれているところです。

野宿生活者問題の背景には、不況や雇用情勢の悪化など社会経済的要因があるため、地域や地方自治体のみでの取組みでは解決が困難であり、一地方が個別に支援策を推進すれば、その地域に野宿生活者が集中するという問題を内包しているため、全国一斉に実効性のある施策展開が行われなければならないと考えています。そのためには、野宿生活者の自立支援施策について社会参加と発生防止を趣旨とする特別法を制定し、基本指針の策定、財政措置、野宿生活者が多数存在する地域への支援など国の責任の明確化と、実施主体である地方自治体との役割分担による事業実施を図る必要があります。

今こそ雇用をはじめ、福祉・医療など、野宿生活者対策に関する特別法の制定とともに、実効ある総合的な法制定のためにご奮闘いただけますようお願いいたします。

以上

連絡先：大阪市西成区萩之茶屋1-5-4

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構

電話：06 (6630) 6060 FAX: 06 (6630) 9777

厚生労働省との交渉では、「短期(6ヶ月)雇用の創出を眼目として展開してきた『緊急地域雇用特別交付金』に基づく基金事業は終わりとする」など野宿者や日雇の実情を理解しない答弁を労働厚生省側は繰り返した。

総力特集

「ホームレス自立支援立法」

6月緊急上程された「ホームレス自立支援立法」
9月臨時国会で本格的な審議開始！法案の早期成立
をめざし連絡会はキャンペーン活動など奮戦中！

その2



ホームレスの自立支援策等に関する臨時措置法案

2001.6.14民主党議員立法案として第151通常国会に提出

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
 - 第二章 国等の責務等（第四条—第九条）
 - 第三章 基本方針及び実行計画（第十条・第十一条）
 - 第四章 財政上の措置等（第十二条・第十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができない現状にあることにかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者であってこれに準じるものをいう。

（ホームレスに関する施策の目標）

第三条 ホームレスに関する施策は、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の確保、職業能力開発その他の方法による就業の機会の確保、公営住宅の供給、民間の賃貸住宅への入居の支援その他の方法による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の

特集・「ホームレス自立支援立法」

提供等による保健及び医療の確保に関する施策を実施することにより、これらの者を自立させること。

- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、雇用の確保、生活相談その他の生活上の支援を行うことにより、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

第二章 国等の責務等

（国の責務）

第四条 国は、前条各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（ホームレスの自立への努力）

第六条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

（国民の協力）

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

（民間団体の能力の活用等）

第八条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、

これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第九条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第三章 基本方針及び実行計画

(基本方針)

第十条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十三条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定されるものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、居住の場所の確保並びに保健及び医療の確保に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活相談及び生活指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。以下同じ。)その他のホームレスの個々の事情に対応して総合的な支援を行うことによりその自立を支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
- 五 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項、地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項その他ホームレスに関する問題について実施すべき施策に関する基本的事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を作成しようとするときは、総務大臣及び法務大臣その他関係行政機関の長と協議し

なければならない。

(実行計画)

第十一条 都道府県は、基本方針に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するための計画(以下「実行計画」という。)を策定しなければならない。

2 地方自治法一昭和二十二年法律第六十七号第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び特別区並びにその区域内にホームレスが多数存在する市町村として厚生労働大臣及び国土交通大臣が指定する市町村は、基本方針及び実行計画に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するための計画を策定しなければならない。

3 地方公共団体は、実行計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を反映させるよう努めるものとする。

第四章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十二条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十三条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月以内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。

特集・「ホームレス自立支援立法」

ホームレス問題の概要

衆議院議員 鍵田節哉

理由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができない現状にあることにかんがみ、ホームレスに関する問題の解決に資するため、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。



ホームレス自立支援法案を議員立法で提出

民主党は14日、議員立法でまとめた「ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案」を衆議院に提出した。ホームレス問題ワーキングチーム座長の鍵田節哉衆議院議員と、事務局長の山井和則衆議院議員がその後、国会内で記者会見した。

まず「先進国でホームレスについての法律がないのは日本くらい。ホームレスと言えば、怠け者、というイメージがあるが、実際にはホームレスのうち約7割が職を得て、働きたいと希望している。地方自治体任せから、国の責任と財政支援を明確にした」と鍵田座長が概要を説明。

次に山井議員が、「現在3万人とホームレスは推定されるが、小泉首相の財政再建や構造改革により、ますます増えようとしている。ニューヨークでさえホームレスは、1000人以下なのに、大阪で約12000人、東京で約6000人ものホームレスが放置されているのは、行政の怠慢である。本人の怠慢というよりは、日本の労働政策の問題だ」と指摘した。

この法案は、就労意欲のあるホームレスの人々に仕事を斡旋するなど、自立支援をすることが狙い。法案のポイントは、(1) ホームレス問題への国の責任を明記 (2) ホームレスの人々の就労・職業訓練・住居の確保・医療の確保などの支援 (3) NPOなどの民間団体との連携 (4) 都道府県に実行計画の策定を義務付ける (5) ホームレスの全国規模の実態調査を行う (6) ホームレス自身の自立への努力を求める (7) 「国民の協力」として、ホームレスの自立支援センターや宿泊所建設への理解を求めた。

昨年10月からWTを発足させ、ホームレスの方への聞き取り調査や支援するNPOとの連携で8ヶ月がかりで法案提出までこぎつけた。民主党では今国会中の審議入りを各党に働きかけていく予定。

(民主党HPニュースクリップより)

1.ホームレスとは

ホームレスとは、公園、道路、駅、河川敷などの公共の空間で、テントや小屋を建てたり、段ボールを敷いて寝泊まりするなどして日常の生活を送っている人々、あるいは簡易宿泊所とこれらの公共の空間を行ったり来たり繰り返している人々などの総称であり、ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案要綱(案)では、「野宿生活者その勉安定した居住の場所を存しない者であってこれに準じるもの」と定義づけられています。

2.ホームレスの現状

ホームレスの総数は、平成11年の厚生省の調査によると、全国で約2万人となっています。ただし、これは各地方公共団体からの報告を集計したものであり、その調査時期、方法等も異なるため、現在のホームレスの実数は3万人を超えていると指摘する有識者が多数です。いずれにしろ、長引く不況による雇用環境の悪化に伴い、失業が長期化し、急速にホームレスは増加しています。

東京都の調査によると、ホームレスの年齢分布としては50-64歳の中高年に全体の6割以上が集中しています。また、男女別では98%が男性、2%が女性となっています。ホームレスの居場所としては、公園が全体の約3分の2で最も多く、これに道路、河川敷を加えた公共空間に9割以上が集中しています。また、従来までは、ホームレスは東京、大阪、名古屋、横浜、川崎の五大都市、これらの中でも、とりわけ山谷、あいりん地区、笹島、寿などの特定地区にほぼ限定した問題でしたが、近年は札幌市から北九州市、福岡市までの政令指定都市、更には他の周辺都市にまで広がりがつつあり、もはや全国的に放置できない深刻な社会問題であると言えます。

3.現在までの取り組み

(1) 地方公共団体の取り組み

ホームレスを多く抱える五大都市などの地方公共団体においては、一般的な相談、援助事業に加え、人道的、倫理的な立場から「法外援助」として、健康診断や越冬対策事業、緊急一時宿泊事業などを実施しています。

例えば、東京都が平成9年度に行った山谷地域対策の主要事業は雇用の安定、地域の環境整備、社会福祉及び保健衛生、高齢者対策、市民意識の育成助長、越冬対策ですが、これらに関して合計で26億2800万円余を拠出しています。しかし、こうした地方公共団体による施策は、必ずしも問題の抜本的な解決のための対策となっておらず、その一方で財政的負担も大きくなっています。また、限られた地域で手厚い対策を行えば、全国からその地域にホームレスが集まってくるという問題(呼び寄せ効果)が心配されます。

(2) 国としての取り組み

ホームレス問題は、厚生省、労働省、建設省、自治省など多数の省庁にまたがっていたため、縦割り行政の弊害等により、地方公共団体から国に対して財政的支援を含めた度重なる要請が繰り返されてきたにもかかわらず、何ら特別な対策が近年まで講じられてきませんでした。しかし、ホームレス問題がいよいよ深刻の度合いを深める中で、平成10年には国会においても委員会視察や、各党議員からの委員会質問及び質問主意書の提出、小淵総理大臣の大阪における状況視察などが行われました。その後、総理府の内政審議室が窓口となり、これに厚生省、労働省、建設省、自治省、警察庁の各省庁、関係地方公共団体も加わって「ホームレス問題連絡会議」が設置され、平成11年5月には、同連絡会議によるホームレス問題に対する当面の対応策がとりまとめられました。

現在は、この当面の対応策に基づき、自立支援センターの設置などの施策が進められています。

(3) NPO等の取り組み

ホームレスの支援を目的とするNPOも近年、各地域

において積極的な活動を行っております。主として食糧等による支援を行う団体、雇用の確保を目指す団体、グループホームに居住することにより自立を図る団体、市民への啓発活動を行う団体など、その活動状況も様々です。また、なかには定期的に機関誌を発行している熱心な団体もあります。しかし、これらのNPOの活動に対する公的な支援は残念ながら不十分な状況です。NPO以外でも、連合をはじめとした労働団体や部落解放同盟などもホームレス支援のための活動を従来より続けており、大阪において有識者を招いてのシンポジウムなども開催されています。

4.何故いま議員立法か

(1) 上記のように、現在、ホームレス問題は単に特定地域のみの問題ではなく、大都市を中心として周辺都市まで全国的な広がりを見せており、社会のセーフティネットの問題であるとも言えます。また、地方公共団体にその対策を委ねることは、呼び寄せ効果の問題や財政的な限界もあり、国の重要な行政課題と位置づけ、広域的、総合的見地からの対策の確立が不可欠であります。

こうしたことから、地方公共団体においては、福祉、保健、医療、就労、住宅等の総合的な新法の制定や、国による施策の基本方針の確立や責任の明確化を求める声が強まっていますが、ホームレス問題に関する新法を政府提案する動きは現在の所はありません。また、現在行われている国による施策も当面の対応策に過ぎません。

(2) ホームレスは自立の意欲を有しておらず、公的な支援を行うことは無駄であるとの批判も一部でなされていますが、この多くは誤解であり、東京都の行った聞き取り調査でも、ホームレスの7割以上が求職活動を行っており、現実に空き缶などの廃品回収などで僅かな収入を得ている者が多いことも明らかになっています。ホームレスに適切な職業訓練を実施し、雇用に関する公的な支援を行っていけば、他の施策と相俟ってホームレスが自立する道は大きく広がっていきます。

(3) 住宅の確保は就労のための必須条件であり、また生活保護の適用に当たっても、本来は地方公共団体は

特集・「ホームレス自立支援立法」

所管区域内の者に対する保護の実施責任を負っていますが、現実には住民票を有しないホームレスに対しての対策を放棄する事例が多く、このことが大きな問題となっています。安定した住居の確保はホームレスの自立支援に向けての前提条件ともなる課題ですが、現在、ホームレスに対する住宅対策は不十分です。

(4) 中高年を中心としたホームレスの多くは、食事の確保もままならない路上生活の長期化により、心身が極めて疲弊しており、経済大国と云われる我が国にあって現実に路上死をする者も少なくありません。また、特に結核の罹患率なども通常に比して極端に高く、このまま放置することはできない状況です。もはや、ホームレス対策は一刻の猶予も許されない緊急の課題です。

(5) 現在、ホームレスが心ない若者に危害を加えられる事例なども多発しています。一日も早く日本国憲法第11条に規定された基本的人権が尊重され、第25条1項に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されうる社会の実現が不可欠です。

以上より、ホームレス問題の解決に当たっては、ホームレスの実態把握でさえも不十分である状況を踏まえ、国による全国的な実態調査を第一に行うとともに、

その調査結果を踏まえ、ホームレスの自立の支援を最大の目的として、就業の機会の確保、住居の確保、健康維持、生活保護の適正な実施、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する支援等の施策を関係省庁、関係地方公共団体、NPO等の協力によって早急に進める必要があります。

(6) 新規立法の形式としては、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在している今日の状況は、諸外国と比較しても極めて異常であるとの見地から、恒常的な法案とすることよりも、むしろ5-7年程度の期限を付した時限立法として制定することが適当と考えます。期間内に法律に基づく施策を集中的且つ効率的に行い、このような法律が必要とされない状況を一日も早くつくりだし、ホームレスに関する問題の解決に資するべきではないでしょうか。

(民主党HPより)

新宿連絡会IT化戦略、基本互事はほぼ完了！

新宿連絡会公式ホームページ更新中！ <http://www.tokyohomeless.com>

(最新連絡会チラシ、最新活動報告、提言集や、NEWSダイジェスト版PDFなどたっぷり)

池袋連絡会公式ホームページ更新中！ <http://www.tokyohomeless.com/ikebukuro>

(最新池袋連絡会路上新聞、活動報告など小ぶりだけどGOODなページ)

東京路上生活情報メールマガジン [HOMELESS NEWS] 隔週発行中！

好評につき隔週火曜発行に変更（現在5号まで発行）。最新情報、イベント案内の他、連載記事「ホームレス自立支援立法の行方」、「野宿生活にならなくて済む方法」「野宿生活になってしまったら」「ろじゅく編集室主宰・笠井和明の路上情報局」も絶好調！盛り沢山。

購読希望者は<http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/news.html>で登録できます。また、FAX、郵送での送付を希望される方はFAX03-3981-6746に送付先FAX番号、送付先住所も明記の上お申し込みください。情報伝達はボランティアの基本！すべて無料です。

法案問題を考える

笠井和明

「いつまでこの場所にいられるのか?」「一方的に追い出される心配はないのか?」「役所の対策は本当に完璧なのか?」

これは、公園や河川敷にテントなどを張って生活している人々の、ある意味では自然な発想である。

公共用地の占有は合法的なものではないという事は、そこに住む人々が一番身に染みて理解している。つまり、いつまでもここにいられる訳ではない、という事を。その居住の不安定性の中で生きているが故に、日々「追い出し」という不安に苛まれているのが現状である。

一方的な排除（移転に伴う対策がない、もしくは十分ではない、もしくはそのために十分な話し合いがされていない形の移転強要）への不安を東京において徒に高めているのは、言うまでもなく青島都政下での強制排除事件（96.1月）の存在である。もはや5年も前の事件でありながらも、行政は貧しき人々にも権力的な牙を平気で剥くという象徴的な事件として今でも記憶は生々しい。

「対策」に対する不安、福祉窓口へ行きたくないなど行政への不信感も、個別的ないしは層的に被って来たこれまでの経験が形づくったものである。そして、事実、役所の対策は一定の前進は見たものの全体としては、決して十分とは量的にも質的にも言えない。

が、他方において、自らの生活をレベルアップさせていこうとする自立への意思は、その厳しい生活条件から必然的に様々な方向で生み出されている。テント生活などもまさにその現れ

であり、雑業就労や貧しい人々の協同性といったものも人生を諦めない人々からは自然に発せられている。

個々の自尊心や自立の意思が社会政策とリンクされない不幸な、そして歪んだ状態は、公園や河川敷での定住野宿者層を増加させている。

では、これら定住した野宿者層が居住地の合法化を求めて、永遠にその場での永住を望んでいるかと言えば、当然ながらそうではない。永住を望む程にその住環境は快適でもなければ最低生活水準にすら満たしていないからである。が、他方においては他の選択肢がないところにまで追い込められた人々は、即時的には今の生活水準を維持しようとする。

即時的には今の生活を防衛しようとする本能が働きながらも、中長期的にはそこから脱していこうとする希求を持ち続けている。時間軸を考えなければ相矛盾する希求が同居するのが、野宿者層の中で比較的恵まれた階層である人々の現状である。

現状の生活を維持するためにいくばくかの収入が欲しい、何らかの援助が欲しい。これは即時的な要望である。行政の施策から言えば応急援護の領域である。その即時性に依拠しようとするある運動団体は「(山谷、日雇労働者対策である)特別就労対策を全都に拡大しろ」とかいう短絡的な要求スローガンを掲げている。

かつての川崎市のパン券支給の失敗にも明らかのように、応急援護というのは、それが固定してしまったら応急援護ではなくなるのである。福祉事務所がどんなに寒かろうと野宿する

特集・「ホームレス自立支援立法」

ための毛布を応急援護物資として提供しないように、野宿を固定する事が目に見える公的就労の提供は路上生活者対策としては、よほどの緊急事態にならない限り、考えようがないのである（もちろん、寄せ場対策、日雇労働者対策としてホームレス予防施策の雇用対策としてはあり得るし、必要であると考えるが、いずれにせよ、路上対策として雇用対策を言う場合、居所確保なりの施策と一体の要求として打ち出し得なければその現実性は極端に薄れる）。

中長期的な政策実現の方向性すらなく、即時的な要求を何ら要求路線として整理せずに行政要求としてまとめるのは、運動団体の任務放棄としか言い様がない。

また、「路上の権利」（行政施策とは無関係に生き続けている野宿者の権利という意味らしいが）とか言う用語がこの種の運動団体から発せられている今日この頃であるが、それは、法がどうのこうのとか、合法か非合法かと言う問題ではない。その生き方の自発性が自ずから権利を持つか否かという問題であり、その状態を権利として認めさせるか認めさせないかの問題ではない。野宿者の権利保障というのは、テント生活を法的に合法化させる事でも、その当面の即時性に跪くことでもない。社会的に野宿状態を緊急避難的に容認させて行くという事は、その状態を悪化、後退させる事なく、また、その状態を固定化させる事なく、より野宿以上の生活への移行のため、より良き社会政策を導かせて行くためだけの容認である。一つの選択肢として野宿の権利という事は言えるのかも知れない。が、その選択肢すら社会が準備していない段階においては、自由権的はあったとしても社会的には権利という用語は使えないだろう。

私達が今、野宿当事者や社会から求められているのは何か？それは今の現状を悪化させる事なく（一方的な排除などさせず）、野宿から脱せられる選択肢可能な施策を打ち立てて行くこ

とであり、その構築過程において不幸な行政不信、社会不信を払拭させる事である。

即時性だけに依拠すれば、それは中長期的な観点のないその場しのぎの運動にしかならない。他方で中長期的な課題ばかりを言っていて当事者から夢物語りのように感じ取られる。

必要なのは、即時的な対応に可能な限り応える事の中から中長期的な方向性を見い出そうとする意識を作り、またそのための要求運動を現実的に進める事であろう。

その関係性を理解しない事には、所詮運動の側が野宿状態を悪くはさせないものの、固定化させてしまい、発展の経路を閉ざしてしまうという結果にしなければならない。即時的にはそれで良いのだろうが、「野宿のまま頑張ろう」は中長期的方針とその実現力がない所では「野宿のまま死のう」というスローガンにしかならない。それはそれで運動をしている人々は運動が維持できるから良いのであろうが、当事者の犠牲の上に胡座をかいている醜悪な運動団体としか言いようがない。

今回の民主党によるホームレス自立支援立法案に対する私達の評価はすでに各方面で表明している通り、極めて良心的であり、また先駆的な内容をもった力強い法案に仕上がったと考えている。そして、そうであるが故に、現在、この法案の早期成立を求める運動を推進している。

この私達の立場は上記のような基本的な観点を8年来の実践で培ってきたが故に生み出されている。

新宿連絡会の運動上の失敗は強制排除に対する必死の抵抗闘争をやりながらも、その後の発展の経路を見い出し得なかった事にある。すなわち「不法占拠」状態を有効な武器にし得なかったのである。その結果が無目的な新宿駅西口広場のダンボール村形成と、多くの仲間の路上死、そして火災による村の焼失を招いた。

国が悪い、行政が悪いという事なら誰でも言える。事実悪いのだから。が、運動の無目的が人を殺し、状態を固定化しているという反省はどここの団体からも聞こえない。おそらく「仲間のためにたたかっているんだ」「俺たちは野宿者を組織している」と自己満足をされているのであろう。

彼等の総括というのは、それが足りるか足りないかというレベルである。そして、都合が悪くなるとお決まりの文句「主体が追いついていない」。

路上に「墮ちた」人々を路上におよそ「真っ当」ではない形で固定させてしまっているという社会にとっての問題性は、私達社会全般の無関心という一言に尽きる。

それを背景にしながら政治の無策、無関与、そして地方行政の「排除なのか保護」なのか分からないような不信感を植え付ける中途半端な施策の垂れ流し、そして、即時的要求の対応のみに右往左往し、何らの方針も出せない支援団体、ボランティア。

もちろんこういう観点を私達は他者に押し付けるものではない。私達の考えは崇高な理念から導き出したものではなく、長年の様々な経験から生み出されたものであるから尚更である。法案問題についても様々な評価や見解があっても良いと思う。法の整備や新法が必要がないと思う人々や団体はそのための運動をしなければ



良いだけだからである。いずれにせよ、そこに野宿故に日々呻吟している人々がいる事を忘れないようにと、願うのみである。

私達が法制定をこれほどまでに望むのは、現行の制度がもはや機能不全となっている事に我慢が出来ないからに他ならないし、その突破こそが求められていると現場感覚で考えてきたのである。

よく現状をよく知らない人々などから生活保護という制度があるのだから、この運用面を改善させていけば良いという意見を聞く。もちろん私達は94年より新宿区に対する福祉申請行動という活動を組織しながら、病弱者や高齢者の保護を数多く勝ち取って来た。そして門前払いという、それまでの運用を大きく改善させては来た。もちろんこの活動は連絡会活動の基本であり、「仲間の命は仲間を守る」具体的な守りかたの一つであり続けるだろう。生活保護法の本来的姿から考えれば、病弱者や高齢者の保護というのは最低限の運用である。そこまでの到達点にある程度達した時、その次のレベルは何かという問題に突き当たる。もちろん私達は生活保護の適用以外にも屋根と仕事につながる様々な要求をして来た（94年総合要求書など）が、それもことごとく退けられ、最終的には応急援護の多少の拡大によって「対策」と位置付けられた。

では、生活保護法の本来的な適用を求めて所謂「失業保護」も認めさせるために連絡会が動いたかといえば動かなかった。路上の防衛ラインを病弱者、高齢者、障害者の生活保護適用という水準に定めた。どこかの生活保護至上主義な社会学者が「連絡会が福祉の基準を運動の側から作って福祉事務所を免罪した」と批判する所以である。

私達の要求の鋒先は生活保護全面適用という論理から離れ、「屋根と仕事を」というスローガンは他法活用（実際は法外援護の総合的、計

特集・「ホームレス自立支援立法」

画的な推進による対策体系の確立)への道歩む事となる。

生活保護の運用が法に照らして適切でないのは周知の事実である。しかし、何故違法運用がまかり通るかと言えば、生活保護法が唯一の社会のセーフティネットとして法体系の中で取り残されてしまったからである。だからいくら厚生労働省が「適正化」の通達をだそうが、いくら東京都福祉局生活保護課が指導に乗り出そうが、ある一定のライン以上の運用改善は実際上不可能なのである。

「最後の砦が最初の突破口となっている」と私達は表現したが(1999「政策提言」)、生活保護法を本来の法運用を実現させるためにも、路上から脱せられるその他の施策、とりわけ就労自立に結びつく(かつての失業対策事業のような生保と両翼となる)施策こそが必要であると考えたのである。その方向性を私達は自立支援センターに求め、また今日「ホームレス白書」路線を取る東京都が打ち出した緊急一時保護センター、自立支援センター、グループホームの三位一体的な総合施策として実施させる事を求める方向を紡ぎ出して行った。

仲間の声もきかないで勝手に運動路線を決めるなど、「仲間の声」を大義名分にしている団体から怒られそうであるが、連絡会程仲間へのアンケートを実施し続け、それをその時々的情勢と符号させながらち密に分析している所は他にないと私達は自負をしている。

純粋な制度の論理から言えば確かに今ある制度の運用面を改善させるのが筋である。が、仲間の現実の声は、病弱者や高齢者を除いた稼働年齢層の人々の多半は「自らの手で飯を食うこと」、そして「働きながら自立すること」を望んでおり、行政支援はそこに至るまでの一時的であるべき事を望んでいる。彼、彼女らの自尊心は自分の生き方に対する生保的な過剰な行政介入を拒否していた。ならば、そういうシステムを作ることが運動上の課題となるし、自立支援事業などを法外援護として財政的、制度的に不安定な状態にさせ、一人歩きさせる危険性を

放置するよりも、制度として確立させる方がよほど良い。ついでに国が責任を明確化して、財政措置などもしっかりとさせた方が施策体系を今以上拡大させて行くためにもちょうど良い。

自立支援立法というのは、私達に取ってそういう流れの中で位置付けられているものである。

「仲間の声も聞かずに勝手に作るな」という声も多いようだが、そう批判する方々は仲間の声をきちんと聞いて(即時的だけではなく)、理解し、分析し、仲間の要求として具体的な運動側が求める政策としてまとめ、それにもとづきとことん地方自治体などとたたかった事があるのだろうか?

もちろん、踏み込んだ論議というのは、全国的な運動の蓄積や経験によって温度差が出るのは仕方がない。法と言えど支配制度を思い起し、法を運動が作らせる事に感覚的に反対する人もいるのも事実であろう。即時的に「一方的な排除は御免だ」「役所は信用できん」という声に依拠し、あたかもそれを錦のみ旗かのように振りかざし「排除の危険がある」とピーター少年のように騒ぎたてるのも致し方がないであろう。

しかし、だからと言って法の制定を遅らせる訳にはいかないであろう。生活保護の運用はいくら頑張ってみた所で本来の姿で運用はされ得ない。野宿の仲間の状態は様々な側面からも悪化し続けている。今後の構造改革の中で新たな野宿の仲間が急増する可能性もある。再び減速し始めた景気動向は自立支援センターの就労率を大幅に下げるかも知れない。

野宿状態の固定化を避けよう、路上から脱する支援策を作りだそうという指向性をもった常識的な人々なら、新たな施策の必要性、そして国が責任をもった抜本的な施策の実施、それを規定する法整備の必要性は分って頂けると思う。やり直しができる社会がどの領域においても今、真剣に求められているのだから。(了)

年間平均57000食を路上で作り路上に無償提供する肉体労働部隊

ザ・炊出し

連絡会の活動紹介③



路上支援には炊出しがつきものである。明日の飯どころか今日の飯にもありつけない人々の胃袋を、すこしでも良いから満足させ、明日への生きる糧と望みを提供する事の意義は大きい。

新宿連絡会が定期的な炊出しを開始したのが、94年の11月から。毎週日曜日の炊出しは、雨が降ろうと台風が来ようと大雪だろうと、それから一度も欠かさず今も続けられている。池袋においても今年から月2回の定期炊出しがスタート。

一言で炊出しと言ってもその作業量は半端ではない。100-200食ならいざしらず、新宿の場合は800-900食を一度に作らなければならない。新宿炊出しは山谷の仲間と協力しながら行なってはいるものの、米、食材、容器や箸などの調達、薪などの燃料の調達から始まり、ドラム缶を半分に切った大きな竈の設置、薪割り、米研ぎ、野菜切り、容器洗い、味付け、火付け、運搬、後片付けなど一連の作業を数十名の仲間が朝早くから分担して行なう。

一回の米消費量は新宿だけで約110キロ、それに山谷や上野の分をあわせると軽く200キロを超える。これを一気に研ぐのであるから、壮観というしかない。

また、薪も数十枚のパレットをバラして薪にする。パールを持ったスタッフは上着を脱ぎ、鉢巻きしと、

もはや辺りは工事現場の様相。

おまけに並べた竈に火が入ると何本もの煙りが一気に山谷の街に立ちのぼる。アスファルトの焼けた匂いが立ち籠め、その中で、多くの男達が汗を流し、煙りで目をしかめ、時折怒号が飛び交う中で懸命に腕をふる。さながらこれは戦場か？

この必死さは、命に関わる炊出しの意味を身に染みて知っているが故の必死さである。

旨く炊き上がったら、車で新宿に運搬。中央公園に着く頃は夕暮れの時間である。が、そしてそこからがまた、戦場。ブルーシートを敷き、并に一気に飯を盛り付ける。箸を乗せてようやく完成。仲間に配る。が、

汗水流し一日がかりで作った900食の飯はたった5分でなくなる。

それでも「おう、今日の飯はうめえぞ」と満足気な笑顔で仲間と一緒に飯をかつ喰らうのが我が炊出し部隊の気風の良さ。「ようし、明日も頑張るか！」



新宿&池袋炊出しスタッフ募集！

新宿中央公園ポケットパークにて毎日曜午後7時配食（越年期は連日）炊出し実施中！
池袋南公園にて第1、第3土曜日（越年期は連日）午後5時配食炊出し実施中！

新宿連絡会会計報告（2007年5月～6月期速報）

宵越しの金を持たない連絡会へ夏季一時金カンパお願いいたします。

今年の夏に秋にかけては自立支援立法の早期成立を求める運動に着手するため莫大なお金がかかります。長引く不況の中、大変恐縮ですが、夏季一時金カンパを是非とも宜しくお願い致します。

収入)		支出)	
①炊出し部門寄付	¥41,100	①炊出し事業費	¥189,494
②活動部門寄付	¥11,100	②医療活動事業費	¥39,475
③通信部門寄付	¥7,100	③パトロール関連費	¥69,859
④その他寄付	¥83,911	④活動関連費	¥58,157
⑤事業収益	¥3,300	⑤福祉面会関連費	¥21,085
⑥前年度繰越金	¥2,340,772	⑥自立支援事業費	¥500,500
		⑦教宣活動関連費	¥686,981
		⑧事務費	¥144,747
		⑨文化娯楽関連費	¥545
		⑩池袋関連事業費	¥61,676
		⑪雑費	¥1,800
		⑫次期繰越金	¥712,964
合計)	¥2,487,283	合計)	¥2,487,283

今年度より支出項目を活動分野ごとに再編しました。活動関連費は項目以外の活動、大衆行動時の交通費などの経費、自立支援事業費は自立生活サポートセンター設立の準備金など、教宣活動費はチラシNEWS作成費や発送費、IT関連設備費、文化娯楽関連費は花見など福利厚生費、ビデオレンタル代、雑費は振込手数料などです。

路上文芸総合雑誌

露宿

路上を見よ！人を知れ！

バックナンバー一掃セール中！

創刊号～12号(2号、4号は完売)一冊 300円(3冊以上は送料無料)で格安提供。限定1000部の希少雑誌につき「売り切れ必死！買うなら今！

お求めは「ろじゅく編集室」まで

13号好評

発売中！

p38 B5版 500円



購読申し込み方法

郵便振替用紙(00160-6-190947ろじゅく編集室)に定期購読もしくは継続購読とお書きになり、住所、氏名を明記の上送金して下さい(発行ごとに郵送します)。尚、郵便振替の他、切手での受け付けもしております。FAX、メールにても注文承り中。

路上文芸総合雑誌「露宿 (ROJUKU)」(隔月刊)

〒170-0014 東京都豊島区池袋 1-14-5-13

TEL/FAX 03-3981-6746/090-3818-3450 (笠井)

Eメール・rojuku@d9.dion.ne.jp

URL・http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/

郵便振替口座 00160-6-190947 加入者名「ろじゅく編集室」

新世紀の夏 今年もやります、！！！！！！

第8回新宿夏まつり

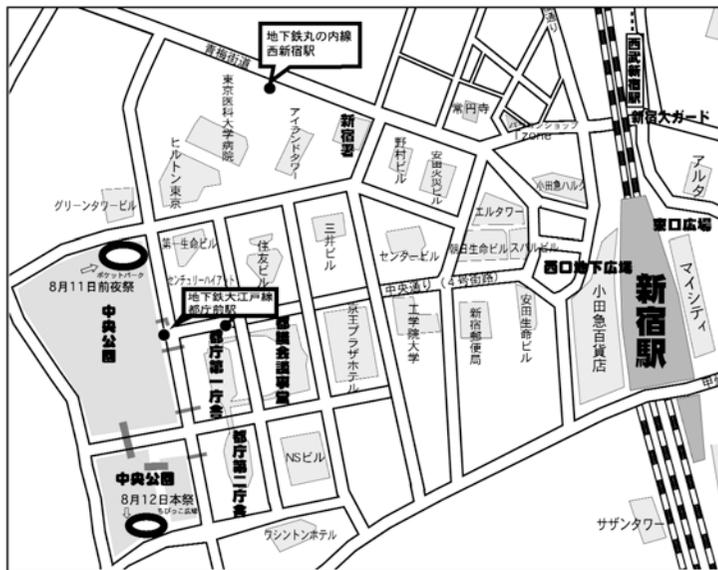
前夜祭 2001年8月11日(土) 夕方5時より中央公園ポケットパーク
(慰霊祭、カラオケ大会など)

本祭 2001年8月12日(日) 昼より中央公園ちびっこ広場
(青空床屋、ゲーム、音楽演奏、炊き出し、盆踊りなど)

今年には21世紀の夏祝典につき飛び入り演奏、飛び入り露天、企画持ち込み、大歓迎!! 本場の季節はTOKYO新宿路上まつりで楽しもう!

第8回新宿夏まつり実行委員会

〒160-0015 東京都新宿区大塚町3新大京マンション304号スペースかぼす気付
TEL03-5367-5666 (稲葉呼出) FAX03-5367-5667



新宿の夏の風物詩。新宿中央公園の夏まつりも今年で早や8回目となる。

強制排除このたたかい、ダンボール村コミュニティ、火災と自主退去、自立支援センター、全都のつながい、屋根と仕事、そして路上に散った仲間達。新宿夏まつりは路上の悲喜こもこもな歴史を見つめ続けてきた。

汗だくにならないながらも、歌い、踊り、笑う仲間の姿は、いつの年にも「生きる」という事の意味を思い続けてきた。

死者のための祭りを生者が饗宴する。路上に生き、死んだ友の幻影と共に。

朦朧とした視線の先に見上げる巨塔は、夢か?それとも現か?

Shinjuku & Ikebukuro 連絡会NEWS(新宿連絡会NEWS改題) /VOL.24

2001年7月19日発行(隔月刊) 定価100円

編集・発行 新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議(新宿連絡会)

〒111-0021 東京都台東区日本堤1-25-11 山谷労働者福祉会館気付

電話・FAX 03-3876-7073もしくは090-3818-3450(笠井)

カンパ金送付先・郵便振替口座00170-1-723682「新宿連絡会」

メール・shinjuku@tokyohomeless.com http://www.tokyohomeless.com

編集協力・ろじゅく編集室 東京都豊島区池袋1-14-5-13 http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/